

鈴鹿市高齢者福祉計画【第9次計画（2021～2023年度）】（案）に係る意見公募手続きの結果一覧

■意見公募実施期間 令和3年1月5日（火）から令和3年2月5日（金）まで

■意見提出者数 2名

■意見件数 32件

No.	ページ 番号	御意見等の概要	回答	対応
第1章				
1	1	3段落目に「改正社会福祉法」が出ていますが、ここで求められているものが何か分からないので、ここで簡潔にまとめた内容を記述しておくべきです。	「改正社会福祉法」で、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化及び包括的な支援体制の整備の推進について規定されたことを記述します。合わせて98ページの「地域共生社会」の用語解説を詳細に記載します。	計画を修正
2	1	5段落目に（「地域共生社会の実現」も視野に入れながら、）とありますが、改正社会福祉法の考えを参考にすると、（「地域共生社会の実現」 <u>を</u> 視野に入れながら、）とするほうが適切と考えます。	下から5行目の「「地域共生社会」の実現 <u>も</u> 」を「「地域共生社会」の実現 <u>を</u> 」に変更します。	計画を修正
3	4	「日常生活圏域の位置」の図について、白黒では第4と第5と第7の境界がわかりにくいので、わかりやすくなるように工夫して頂くか、もしくは地図外の部分にそれぞれの日常生活圏名を記述してそこに <u>関係地域名</u> を記入するようにしたほうが良いと思います。下に例を記述します。  ※ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鈴鹿第7</span> （白子、鼓ヶ浦、旭が丘、愛宕）	地域づくり協議会の境界線を表示しないことで日常生活圏域の範囲をわかりやすくし、日常生活圏域名を地図の外に記載します。合わせて本文4行目の「 <u>範囲</u> 」を「 <u>活動地域</u> 」に変更します。	計画を修正

第2章				
4	7, 8	表中の各日常生活圏域の名称の後ろに、上記と同様に 関係地域名を記述したほうが良いと思います。	7, 8, 11, 12ページに地域名を追記いたします。	計画を修正
5	10	2行目から3行目に「鈴鹿第4」が高い比率で推移する と見込まれると書かれていますが、簡潔にその要因 を記述するほうが良いと思います。	高齢者数が高い比率で推移していることが影響している ことを追記いたします。	計画を修正
6	14, 15	「4 第8次計画の取り組みからみた課題」について、 法改正による追加なども記述したほうが良いと思いま す。	現行の第8次計画(2018~2020年度)策定時に改 正社会福祉法の内容を盛り込んでおり、その上で課題の 洗い出しを行っています。	原案のとおり
7	14, 15	「(7) 安全・安心の体制づくり」の部分について、高 齢者の移動が記述されていますが、地域包括ケアの考 えからすれば、住み慣れた地域でほぼ生活を完結でき るようにすることも大切ではないでしょうか。 「歩いて暮らせるまち」も考えに出すべきと考えます。 ここで考え方が入らなければ、この後にある都市マス タープランの改定などにも影響するものになります。	地域包括ケアシステムでは、高齢者が出来る限り住み慣 れた地域で暮らせるよう医療・介護連携と介護予防・生 活支援を充実させることに取り組んでいます。また、鈴 鹿市都市マスタープランの中では「コンパクトで住みよ い都市づくり」を目指すことを示し、都市機能の誘導等 の取組を推進しています。このように都市拠点の形成は 本市にとって必要な施策である一方、高齢者にとって住 み慣れた地域での暮らしの継続が健康寿命の延伸におい て重要なファクターになります。そのため、高齢者の移 動手段の確保を課題として挙げています。	原案のとおり

第3章				
8	16	「1 基本理念及び基本目標」となっていますが、ここで「地域共生社会の実現」が入っていないことに違和感があります。この考えは、基本理念部分のことになると考えますので、基本理念の枠内に「地域共生社会の実現」を記述するべきと考えます。	基本理念、基本目標は、高齢者福祉施策を長期的な視点で進めるために、これまでの計画から引き継いで掲げ、総合計画と整合性を持たせています。地域包括ケアシステム構築の推進では、「地域共生社会」の実現へ向けた取組である包括的な支援体制の整備や地域づくりの強化の取組と一体的に進めていかなければ、現代の複雑化・複合化したニーズへの対応は困難です。したがって、高齢者福祉計画に即して施策を進めるにあたっては、上位計画の地域福祉計画と連携した取組を推進していく考えです。	原案のとおり
9	17	基本目標の2つ目で「高齢者同士が支え合う地域づくり」とありますが、地域共生社会の考えから考えると「お互いに支え合う地域づくり」とするほうが良いと考えます。	「高齢者同士が支え合う地域づくり」を「お互いに支え合う地域づくり」に変更します。	計画を修正
10	17	成果指標1で「ふれあいいいきいきサロンの数」が設定されていますが、現在の福祉課題への取り組みから考えると、高齢者に特化するような考え方ではなく、子どもから高齢者はもちろん、いろいろな課題を抱える人の居場所となる考えであるべきと考えますので、そのような表現を追記すべきと考えます。	「ふれあいいいきいきサロン」は、介護保険法に基づく地域支援事業の一環であり、介護予防・日常生活支援の推進のため、高齢者を含む住民に身近な通いの場として、充実を図っていきます。なお、「ふれあいいいきいきサロン」を地域資源として捉えて「地域共生社会」の実現へ向けた取組との連携の中で活用していけるものであると認識しています。	原案のとおり

11	18	「図3-1-1」について、中心におかれている高齢者の方々を起点にする形でわかりやすい説明を記述しておくべきと考えます。	当該図は17ページの参照図として掲載していましたが、20ページの「2 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進に向けた考え方」の参照図として掲載します。	計画を修正
12	19	基本目標2の一つ目四角の文中「身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。」の部分について、改正社会福祉法などでも求められていることを追記したほうが良いと思います。	包括的な相談支援の体制の整備については、各分野の相談機関と連携していく考えであり、26ページの「(2) 地域共生社会の実現へ向けた連携強化」で記述しています。	原案のとおり
13	20	「(1) 重層的な取組による地域包括ケアシステムの構築」について、改正社会福祉法、重層的支援体制整備事業などに触れ、記述しておくべきと考えます。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html</a>	ここでの「重層的な取組」は第1層、第2層、第3層の役割と連携について記載しています。改正社会福祉法による新しい事業の「重層的支援体制整備事業」については、25ページから27ページの「1 地域包括ケア体制の確立」で、本計画期間内に「重層的支援体制整備事業」へ移行が必要な場合を想定して記述しています。	原案のとおり
14	22	「(2) 協働と役割分担による ～ 地域社会の実現」の部分、4段落目に「地域づくり協議会を中心に」という表現がありますが、「地域づくり協議会を介して」という程度であればまだ理解できますが、このような表現で地域づくり協議会に求めるのであれば、公助としての行政の役割を明確にすべきと考えます。	介護予防・生活支援の推進では、地域づくり協議会の活動範囲を基本とした単位で取組を推進します。そして、あらゆる地域資源がつながって、協働で地域づくりを進められるように支援していきます。ここで記述する「中心」は、つながりの広がりを中心を意味し、行政が地域づくり協議会に一定の活動を課すものではありません。	原案のとおり

15	22	<p>「図3-2-2」について、社会福祉協議会の位置づけが記述されていませんが、どの位置になるのか記述するべきではないでしょうか。</p>	<p>市社協及び地区社協は、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。これらの位置づけを明確にしようとする場合、市社協については、市内の社会福祉に関わる事業者、団体等が参加して、地域福祉を推進する事業を行う団体であるため、4つの助のうちの互助に位置すると言える一方、市行政からの補助事業の実施や委託事業を複数受託して、ボランティア・住民組織の活動への公的支援を行っているため、半官半民の性質を持ち合わせて、互助と公助の間に位置するとも言えます。このことから位置づけを明確にして図に記載しようとする場合には大変表しづらいものとなっています。</p> <p>また、地区社協については、互助に位置している地域づくり協議会の組織の一員という考えです。</p>	原案のとおり
16	24	<p>「3 施策の体系」の中で、相談体制の構築が入っていませんが、改正社会福祉法で重要な部分と考えますが、どのように整理されているのでしょうか。「地域包括ケアシステム構築の推進」の部分で四角囲いのひとつに取り上げる内容と考えます。</p>	<p>包括支援センターを中核とする相談支援体制は、地域包括ケアシステムの基盤であるため、第8期介護保険事業計画と整合性を持たせながら、第3章の2で記載し、第4章の1で地域包括支援センターとの連携について記載しています。</p>	原案のとおり

第4章				
17	26	「(2) 地域共生社会の実現へ向けた連携強化」の部分について、以降、関係するところはすべて同じですが、鈴鹿市として地域づくり協議会に期待するのであれば、地域づくり協議会に人的配置を行う必要があると考えます。そのための適切な財政的支援も行うべきですし、行政の責任を記述すべきと考えます。	地域づくり協議会が進める地域づくりは住民主体で取り組んでいただいております。本市としましては、運営や事業を実施するための一括交付金や補助金による支援、コーディネーター及び支援職員による人的配置を行っております。	原案のとおり
18	26	ここで提示されている3つの主な取り組みを進めるには、包括支援センターや地域へのソーシャルワーカー配置が必要と考えますが、その点の考えはどのように整理されているのでしょうか、またどこに記述される内容に入っているのでしょうか。	ここでは、介護保険法に基づく地域包括ケアシステムの構築において、高齢者の相談対応だけでは解決が困難な、複雑で複合的な課題や制度の狭間問題等に対応するため、地域共生社会の実現へ向けた取組と連携して推進する取組について記載しています。各分野の多職種の相談機関等の連携により、包括支援体制づくりを目指します。	原案のとおり
19	27	「(3) 地域資源を活用した支援体制づくり」の文中で「さらに、高齢者の身近な場で、心配事に対する相談支援体制を整えます。」とありますが、主な取組にそれが反映されていないのはなぜでしょうか。取組に入れるべきと考えます。	ご指摘の部分は、主な取組の「ふれあい福祉相談の実施」において取り組んでおります。	原案のとおり
20	27	主な取組に「民生委員・児童委員の活動支援」がありますが、地域づくり協議会の範囲と、民生委員・児童委員の活動範囲がうまく重なっていないところが、複数行政区が重なっている小学校に存在すると思いますが、その点はどのように取り組むのでしょうか。	地区民児協の範囲、小学校区の範囲、地域づくり協議会の範囲と活動範囲が複数ある中で、民生委員・児童委員の方々が地域福祉活動を円滑に行えるよう支援を行ってまいります。	原案のとおり

21	27	<p>主な取組の「学校教育、社会教育における福祉教育の推進」で「また、放課後子ども教室や土曜体験学習での高齢者との交流を実施します。」について、放課後子ども教室は全小学校区にあるわけではないので、土曜学習のみに絞って取り組むべきと考えます。そうでなければ、施策自体その中で不均衡になるのではないでしょうか。</p>	<p>放課後子ども教室や土曜体験学習は、固有の地域資源であり、ご指摘の記述は、その機会を捉えて社会教育における福祉教育の推進を図るという趣旨で記載しています。</p>	<p>原案のとおり</p>
22	28	<p>「(1)社会参加をめざした支援体制づくり」について、ここで示されている主な取り組みは第2層までにとどまっていて、第3層の地域づくり協議会レベルの記述がないように思いますが、その点の考えはどうなっているのでしょうか。内容的には記述しておくことと思います。</p>	<p>住民主体の活動を推進する介護予防・生活支援の活動範囲は、20ページに記載のとおり第3層の地域づくり協議会の活動範囲を基本としています。第2層の生活支援コーディネーターは、圏域毎にネットワークづくりや地域活動の支援を行う中で、第3層の住民主体のサロンの立ち上げや運営支援、地域づくり協議会が主体の介護予防・日常生活支援の活動の支援などを行う考えです。</p>	<p>原案のとおり</p>
23	30	<p>「(2)介護予防・生活支援サービスの推進」について、主な取り組みの中「介護予防の普及啓発」で地域づくり協議会が見えないのはなぜでしょうか。 関連して、主な取り組みで地域づくりとの連携について、考え方が一貫しておらずつきはぎで考えているようですので、その点の一貫性を取るべきです。</p>	<p>主な取組の「介護予防の普及啓発」では、サロンや老人クラブ等の住民主体の通いの場など、高齢者の身近な場所で介護予防教室を実施して普及啓発することについて記載しています。地域づくり協議会においては、主な取組「住民主体の通いの場などの充実を促進」に記載のように、介護予防・生活支援の取組として「通いの場の設置や支え合い事業の運営を支援します。」としています。</p>	<p>原案のとおり</p>
24	30	<p>主な取組「介護予防の普及啓発」で、実施主体が「広域連合」のみになっていますが、「市、広域連合」であるべきと考えます。</p>	<p>実施主体は「市（長寿社会課）」としています。</p>	<p>原案のとおり</p>

25	31	<p>「(3) 高齢者の健康づくりと介護予防」について、主な取組の「保険事業と介護予防の一体的な実施」で、国保や糖尿病対策で対象とされている「40歳～74歳の方」が、この事業で対象となっていないのですが、同様に記述すべきではないでしょうか。</p>	<p>本取組は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に即して実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を想定しており、後期高齢者医療被保険者（75歳以上及び65歳から74歳で一定の障がいがある方）が事業実施対象者となっています。</p>	原案のとおり
26	34	<p>「(3) 地域で認知症高齢者等を支えるための体制づくり」について、主な取組「認知症地域支援推進員の充実」がありますが、ここで対象としている「地域」とは何を指しているのでしょうか。わかるようにすべきです。</p>	<p>認知症地域支援推進員が活動する「地域」の範囲は、日常生活圏域を基本としています。 また、認知症と家族を支援する場合の「地域」では、そこを起点とする一定の範囲である場合があります。 なお、20ページの最後の段落に記載のように、必要に応じて層にしばられず、柔軟に対応しながら取り組んでいくため、「地域」の範囲は限定されることなく、それぞれの取組に応じて変化します。</p>	原案のとおり
27	34	<p>主な取組の「行方不明高齢者などのための安心ネットワーク」の取組内容に「鈴鹿警察署と協力し、行方不明高齢者などの捜索協力を市内の店舗や事業所に依頼します。」と記載されておりますが、徘徊の方の情報がFAXで施設に届きますが、名前・住所・身長・着ている服等の情報だけでは発見するのは非常に困難かと思われます。個人情報の課題はあるかと思いますが、他市のように顔写真等の情報（一部任意）などを家族等の了解のもとで配信できないものでしょうか。</p>	<p>同様のご意見は多数いただいているところであり、関係者間で随時検討を行っています。捜索依頼に関しては、まずはご家族等依頼者の意思を尊重しており、FAX送付、メルモ二掲載などもその都度了解を取った方のみ行っています。捜索の上では顔写真等の情報があつたほうが良いとは思いますが、FAX送信となれば一斉に数百の登録事業所に送信され、取り消すことはできません。今後も家族の意向を確認した上で関係機関と慎重に検討していきたいと考えます。</p>	原案のとおり



28	39	「(3) 家族介護者への支援」について、主な取組「介護者のつどい」の実施主体は「市、広域連合」であるべきと考えます。	毎年開催される「介護者のつどい」は、広域連合が委託する地域包括支援センター単位で開催しているため、実施主体を広域連合と記載しています。	原案のとおり
29	43	「(2) 交通施策の推進」について、内容が交通に関してばかりで、たしかに交通も重要でしょうが、フレイル予防などを考えると、「歩いて暮らせるまち」という視点が必要と考えます。その考えを提示して、地域内でほぼ生活が完結できる環境を作るという考えも示すべきと考えます。	高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、移動手段の確保は必要な施策と考えています。健康寿命を延伸するためのフレイル予防については、28ページから31ページの「2 介護予防・生活支援の推進」において取り組みます。	原案のとおり
第5章				
30	45	「1 計画の推進体制」の中に「地域づくり協議会」の文言を入れていないのはなぜでしょうか。実際に取り組みを進める中では外せないと考えます。他の部分で地域づくり協議会を記述している中で外していることには違和感があります。記述したうえで、行政としての責任で計画の整合性を図るべきです。	「地域づくり協議会」は「地域団体」に含まれています。	原案のとおり

参考資料				
31	93～ 101	<p>「5 用語解説」について、用語によっては記述されているページで説明を行わなければ理解しにくいのではないのでしょうか。鈴鹿市で行う事業に対する語句は、計画を作る立場ではなく読む立場で記述すべきです。</p> <p>※「地域包括支援センター」、「認知症地域支援推進員」、「医療・介護連携支援センター」、「地域ケア個別会議」と「地域ケア圏域会議」、「地域ケア推進会議」、「相談支援包括化推進員」、「生活支援コーディネーター」などのような語句は、初出の部分で記述されていなければ、以降がわかりにくいのではないのでしょうか。</p>	<p>用語については本計画内の複数か所で使用している語句が多いため、用語解説のページと照らし合わせやすくするために印をつけ、「5 用語解説」にまとめて五十音順に記載しています。</p>	原案のとおり
全体				
32	全般	<p>広域連合との二重行政による不整合を感じます。第9次計画を推進する中で、鈴鹿市として政策の整理が急務と考えます。</p> <p>また、重要な計画だからこそ、計画についてこのまま進めるのではなく、地域福祉計画をはじめとした関連の計画や、地域づくり協議会の動きも含め、この計画案の中で整合性を取るべきです。</p> <p>またパブリックコメントの途中ですが、各地域づくり協議会の会長、福祉担当の部会長の方に計画案を送付して、鈴鹿市の考えを説明、ご意見を伺うべきと考えます。</p>	<p>本計画は、広域連合の「第8期介護保険事業計画」と一体的に策定し、「第2期鈴鹿市地域福祉計画」を上位計画として整合性を図っております。</p> <p>また、地域づくり協議会に携わる方々を含めた市民の方から広くご意見を伺うために、パブリックコメントを実施しており、市広報、市ホームページ、メルモニでお知らせしております。</p> <p>地域づくり協議会への周知については、パブリックコメントの実施期間の後ではありますが、2月17日に開催されました「鈴鹿の29まちづくりミーティング」において、本計画（案）の概要を説明させていただきました。</p>	原案のとおり

※ページ欄に記載のページ数は、パブリックコメント実施時の計画（案）のページ数です。